

広島県公安委員会告示第 20 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 2 年 3 月 9 日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
9 P18 22	告示の日 (令和 2 年 3 月 9 日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	P ミニミニモンス ター 4 a	株式会社竹屋 代表取締役 梁川 誠市 (愛知県春日井市美濃町二 丁目 98 番地)	左同
9 P18 26	同上	同上	P ミニミニモンス ター 4 LM	同上	左同
9 P18 90	同上	同上	P リング 呪いの 7 日間 2 F X	株式会社藤商事 代表取締役 井上 孝司 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目 1 番 4 号)	左同